

コミュニティ五荘規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、コミュニティ五荘（以下、「本会」という。）と称し、事務所を豊岡市上陰137番地の7に置く。

(目的)

第2条 本会は、五荘地域における連携交流を推進し、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある地域コミュニティ」の構築を目指し、安全安心で笑顔あふれる豊かで住みよい地域にするため、自主的、主体的に地域活動を行うことを目的とする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域の活性化を図るための事業に関する事。
- (2) 地域の課題解決に向けての取り組み・学習等に関する事。
- (3) 会員相互の連携に関する事。
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事。

第2章 組織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域に居住する住民
- (2) 地域で活動する団体
- (3) 地域内に事務所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認めるもの。

(組織)

第5条 本会の運営にあたり次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 運営委員会
- (4) 部会

(総会)

第6条 総会は代議員により構成する。

- 2 総会は、会長が招集し、議長はその総会において、出席した代議員の中から選出する。
- 3 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は毎年1回開催し、次の事項を審議し、議決する。

また、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、若しくは代議員の3分の1以上から請求があったとき、または監事から開催の請求があったとき開催する。

- (1) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。
- (2) 役員を選任、解任・退任に関すること。
- (3) 規約に関すること。
- (4) その他本会の重要な運営に関すること。

4 総会は、代議員の過半数の出席により成立し、出席した代議員の過半数をもって議事を決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会の議事については、議事録を作成し、出席者のうちから選任した議事録署名人1名が議長とともに署名押印する。

(役員会)

第7条 役員会は、会長、副会長、幹事、会計をもって組織し、定期的に又は必要に応じて会長が招集し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 本会の会務の執行に関する事項

(運営委員会)

第8条 運営委員会は、役員及び役員以外の五荘地区区長会構成員をもって構成する。

2 運営委員会は、事業の執行等について、協議検討する。

(部会)

第9条 本会に部会を置く

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会の委員は、会員からの選任とする。
- 4 部会長は、部会員の互選により選任する。
- 5 必要に応じ、部会に副部会長を置くことができる。副部会長は、部会構成員の互選により選任する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 7 部会は、部会長が招集する。
- 8 部会は次のとおりとする。
 - (1) 体育部
 - (2) 文化部
 - (3) 福祉部
 - (4) 防災部
- 9 必要に応じて、部若しくは部に準ずる委員会等を置くことができる。

第3章 代議員

(代議員)

第10条 代議員は、50人以内とし、区の代表者、各種団体等から推薦のあった者とする。

(代議員の任務)

第11条 代議員は、定期総会または臨時総会において、第6条第3項に規定する事項について審議し、決定する。

2 代議員は、本会の運営及び活動に関して、適宜意見を述べることができる。

(代議員の任期)

第12条 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 役員

(役員)

第13条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 幹事 1名

(4) 会計 1名

(5) 監事 2名

2 必要に応じて役員会の承認を得て、本会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員を選出)

第14条 役員は、総会において選出する。

(役員の仕事)

第15条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(3) 幹事は、会長・副会長を補佐し、本会の会務執行を補佐する。

(4) 会計は、本会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

(5) 監事は、本会の会計監査を行い、これを総会に報告する。

(役員の仕事)

第16条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員により選出された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第5章 財 務

(経費)

第17条 本会の運営に関する経費は、交付金、補助金、負担金、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第18条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雑則

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成29年2月24日から施行する。
- 2 本会の設立された日における代議員及び役員の任期は、それぞれ第12条第1項及び第16条第1項の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。
- 3 本会の設立された日の属する年度の会計年度は、第18条の規定にかかわらず、設立日から平成29年3月31日までとする。